

令和4年度岡山県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事は、本県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「岡山県内部統制基本方針」（令和2年1月15日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

本県においては、令和4会計年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した結果、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、本県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断した。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備に該当すると判断した、美作県民局職員が行った屋外広告物事務に係る事務処理は、正当な理由なく処理を遅延し、あるいは適正な決裁手続を経ずに許可書を交付し、あるいは許可申請書類を未処理のまま放置するなど計15件の不適正な事務処理があったものである。

本件は、本県の財務に関する事務に対する信用の低下を招いたものと考えており、今後、こうした不備の再発を防ぐため、許可申請書類の受付状況や事務処理の進捗状況を複数人で共有することを徹底し、業務管理体制の強化に努めていく。

5 その他説明をすることが適切と判断した事項

美作県民局職員が行った屋外広告物事務に係る不適正な事務処理は、令和4年度の15件以外にも、令和2年度に19件、令和3年度に14件あったことを報告する。

令和5年9月7日 岡山県知事 伊原木 隆太